Go To トラベル事業



Go To トラベル事業

- **国内旅行**を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。
- 一人一泊あたり<u>2万円が上限</u>(日帰り旅行については、<u>1万円が上限</u>)。
- <u>連泊制限</u>や利用回数の<u>制限なし</u>。
- 支援額の内、① <mark>7 割程度</mark>は<mark>旅行代金</mark>の割引に、② 3 割程度は旅行先で使える地域共通クーポン</mark>として付与。
- 開始時期は**感染症の専門家の意見等も伺いつつ、検討**。

旅行代金の全体

自己負担額

支援額 (代金の2分の1相当額)

①旅行代金割引

<u>支援額の</u> 7割程度 ②地域共通 クーポン

支援額の 3割程度

【地域共通クーポン】

- 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。 (1,000円未満は四捨五入)
 - 支援額3割程度を地域共通クーポンとして利用者に配布。
- <u>地域の観光協会</u>や観光地域づくり法人(<u>DMO</u>)・<u>商工</u>会等を通じて、<u>地域の店舗の参加・登録</u>を呼びかけ。
- 事務局で一括発行し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

支援額の例





割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合



•••• 割引対象範囲

個人旅行(家族旅行含む)







(中小旅行業者含む)



宿泊施設に直接



(直販予約システム等)

①宿泊+交通機関のセットプラン



※宿泊と交通機関がセットになった商品の場合は、交通機関も割引対象。

②宿泊のみ



高速道路

(※個人で手配する交通は割引対象外)



③宿泊に準ずるもの

※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車 ※座席のみとみなされるものを除く

団体旅行





旅行代理店・ 予約サイト等経由で



(中小旅行業者含む)

例①修学旅行



例②職場旅行



割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

••••• 割引対象範囲

○ 往復の乗車券等の移動+<u>旅行先での消費となる</u>食事や観光体験等とのセットプランが対象。

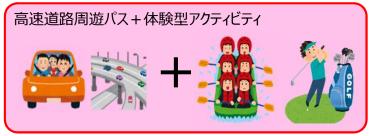
個人旅行(家族旅行含む)・団体旅行



例:往復交通+a













地域共通クーポンスキーム(イメージ)

地域クーポンイメージ

①紙媒体のクーポン(商品券)

Go To Travel
□□¨

" Go To Travel"クーポン(仮称)

¥1,000

取扱店舗控 ¥ 1,000 ②電子媒体のクーポン



地域クーポン利用イメージ

旅行者





(個人旅行・団体旅行等)

地域共通クーポン提示、 商品・サービス購入に利用 ①紙媒体のクーポン(商品券)



②電子媒体のクーポン





地域共通クーポン加盟店(※)

(旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、 アクティビティ、交通機関など)

土産物店

















交通機関







※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人 (DMO)・商工会等を通じて、地域の店 舗の参加・登録を呼びかけ。

旅行者による利用イメージ①

例)1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合



旅行者による利用イメージ②

例)**2泊**3日 1人**10万円**のツアー旅行(往復の交通費、宿泊費等込み)に参加する場合

旅行業者

※1人1泊あたり2万円が支援額の上限→2泊では4万円の支援

①旅行商品予約





支援額 (代金の2分の1相当額)

②旅行代金割引

支援額の7割程度 = 28,000円分※

(※旅行者は72,000円支払)

③地域共通クーポン配布 <u>支援額の3割程度</u> =12,000円分※

旅行者



(旅行先の土産物店、飲食店、 観光施設、アクティビティ、交通機関など)

地域共通クーポン加盟店



④地域共通 クーポン利用

地域共通クーポン券

定義

- ●旅行者が旅行期間中に限り旅行先の加盟店で使用できるクーポン(紙媒体のほか、電子媒体のクーポン含む)
- ●「旅行期間」や「旅行先」の定義は、利用者の利便性や執行の効率性の観点から検討中 (検討イメージ:旅行期間=宿泊日+翌日、旅行先=宿泊地の都道府県+隣接都道府県)
- ●1,000円単位で発行(1,000円未満は四捨五入)、お釣りなし

加盟店

- ●旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など、幅広く対象 (風営法適用施設の一部など、支援対象外とする施設やサービスは整理中)
- ●希望する店舗・施設は、事前に国(事務局)に、基礎情報(社名、連絡先、補助金振込口座先等)を登録

旅行者への配布方法

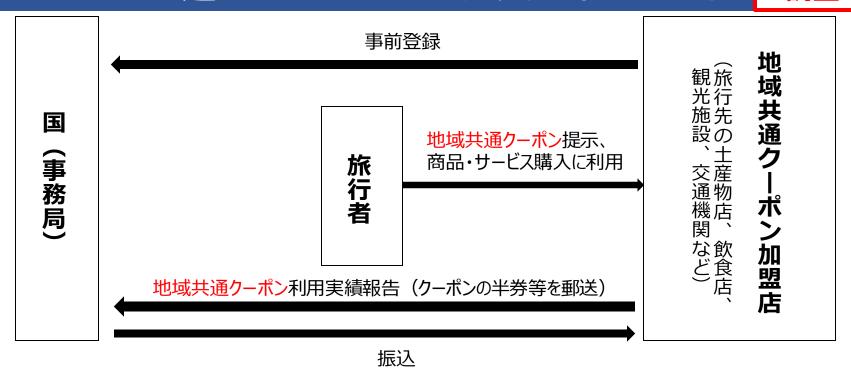
- ●利用者の利便性や、発行・管理に係る事務の効率性の観点から詳細は検討中だが、大まかなイメージは以下のとおり
- ●①旅行会社経由 = 旅行会社店頭で旅行商品の決済時に配布
- ●②オンライン予約サイト経由 = 宿泊施設のチェックイン時に配布 or 電子クーポンで配布
- ※加盟店側で特段の設備を要しない形を検討中
- ③宿泊施設のHP経由 = 宿泊施設のチェックイン時に配布

その他

- ●複数泊の旅行商品については、すべて1泊目の宿泊施設で旅行者に渡すことを想定
- ●ただし、複数の寄港地・下車地をめぐるクルーズ船・クルーズトレインなどについては、商品を販売する事業者の事務負担及び責任において寄港地・下車地等ごとに地域共通クーポンを配布できることとする予定

地域共通クーポン加盟店における手続きの流れ

調整中



- クーポン券の利用可能店舗は、地場の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など<mark>幅広い業種を対象</mark>とし、全 国津々浦々から広〈募集
- 本制度の概要や登録手続きが地域の事業者の方に十分に御理解いただけるよう、地方公共団体、商工会、観光協会など<mark>多様なルートを通じて、きめ細かく周知 ((オンライン)説明会</mark>の開催、問合せのための専用コールセンターの設置などを検討中)
- 利用可能店舗には、わかりやすい形でステッカー等を掲示するとともに、利用可能店舗の一覧をHPなどで周知
- 利用可能店舗から<mark>クーポン券の半券等の郵送</mark>を受けた上で、あらかじめ登録された<mark>銀行口座へ補助金を振り込む</mark> 等の形で精算することを想定。

交通事業者による参加方法

幹線交通(航空、鉄道、貸切バス等)

- 〇 旅行商品(パッケージツアー等)の中に組み込まれるよう、旅行事業者等と連携する
 - ※ これまでの「ふっこう割」においても、各交通機関が保有する旅行部門等を通じて自社の乗車券等を組み 込んだツアーを造成し、国の支援を受けた割引価格で販売しており、例えば、これと同様の形が想定される。





※①往路交通と③復路交通を②宿泊と別途購入した場合、それぞれ割引適用すると、重複して支援を受けることになり、上限額(1泊1人当たり上限2万円)設定の意味が失われるため、対象外。

地域交通(地方鉄道、旅客船、タクシー、バス等)

- 〇 「地域共通クーポン」の利用可能店舗・施設として事前登録する
 - ※「地域共通クーポン」(1,000円単位、お釣りなし)になじむよう、旅行者向けの企画乗車船券等を用意 することが望ましいと考えられる。

6月 7月

8月

事務局公募

事務局選定

参加事業者募集要領等 事業概要·

地域共通クーポン加盟店)(旅行会社、宿泊施設、参加事業者の募集

事業開始

部分的な事業開始についても 検討

- ・関係事業者に対し、地方公共団体、観光協会、各業界団体などを通じて、事業内容等(参加事業者が講ずべき感染防止対策を含む)を 周知
 - ((オンライン)説明会の開催等を予定)
- ・消費者に対し、感染防止のための旅行マナー等を周知するとともに、 休暇の分散取得等を啓発
- ※開始時期は、感染状況、感染 症専門家の意見、政府全体の 方針等を踏まえて決定
- ※実施期間は、事業開始までに 検討